

産科医等確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域でお産を支える産科医等（産科医、産婦人科医および助産師をいう。以下同じ。）の処遇改善を図る者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）およびこの要綱に定めるところによる。

(対象となる事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、県内において分娩を取り扱う病院、診療所および助産所（以下「分娩施設」という。）の開設者が、産科医等の処遇改善を目的として実施する次の事業とする。

(1) 分娩手当等支給事業

産科医等に対し分娩取扱件数に応じて支給される手当（以下「分娩手当等」という。）を支給する事業

(2) 非常勤医師による帝王切開支援事業

常勤医師等の負担軽減を図るため、帝王切開術を実施する非常勤医師に支給される手当（以下「帝王切開手当等」という。）を支給する事業

(対象施設)

第3条 この補助金の交付の対象となる分娩施設は、次の各号の事業の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 分娩手当等支給事業

ア 就業規則・労働契約またはこれらに類するものにおいて分娩を取り扱う産科医等に支給する分娩手当等について明記しているなど、分娩手当の額および支給が確認できること。

イ 一般的な入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料および処置・注射・検査料等をいい、妊産婦が任意に選択できる付加サービス料等については含めない。以下同じ。）として徴収する1分娩当たりの費用の額が55万円未満であること。

(2) 非常勤医師による帝王切開支援事業

ア 就業規則およびこれに類するもの（雇用契約等）において帝王切開手当等について明記しているなど、帝王切開手当等の額および支給が確認できること。

イ 病床数200床未満の分娩施設であること。

(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の事業区分ごとに、第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額の合計と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した差引事業額の合計を比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する補助金の交付申請は、別記様式第1号の交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助金所要額調
- (3) 就業規則・労働契約またはこれらに類するものの写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指示した書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
 - イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合
 - ウ 補助事業を中止し、または廃止する場合
- (2) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日

(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (3) 補助事業完了後に消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により補助金にかかる消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む)は、別記様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部(または一支社、一支所等)であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部(または本社、本所等)で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合はその日)から起算して30日を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第3号の事業実績報告書に同報告書に記載する関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 知事は、前条により提出された実績報告を審査し、適当と認めた場合は、交付すべき額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の方法)

第10条 補助金の交付は、精算払とする。

(検査等)

第11条 県は必要があれば補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、または、必要な調査を行うことができる。

(標準処理期間)

第12条 この補助金に係る標準的な事務処理の期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定 規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内
- (2) 第7条第1号の規定による変更または中止もしくは廃止の承認 同号の規定による変更または中止もしくは廃止の承認の申請があった日から起算して14日以内
- (3) 規則第13条の規定による額の確定 第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内
(電子情報処理組織による申請等)

第13条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく計画変更・中止等の申請および消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告ならびに第8条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。

別表

| 事業区分 | 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|----------------------|---|---|
| (1) 分娩手当等支給事業 | 1 分娩当たり 10,000 円 ただし、1 分娩施設当たり 2,100,000 円を限度とする。 | 分娩を取り扱う産科医等に分娩件数に応じて支給する分娩手当等の経費。 |
| (2) 非常勤医師による帝王切開支援事業 | 1 帝王切開当たり 15,000 円 ただし、1 分娩施設当たり 540,000 円、1 帝王切開術につき非常勤医師 2 名を限度とする。 | 帝王切開術を実施する非常勤医師に支給される帝王切開手当等の経費。ただし、分娩手当等は除く。 |

産科医等確保支援事業補助金交付申請書

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

申請者 所在地（または住所）
補助事業者名
発行責任者名
担当者名
連絡先 （ ）

標記補助金について、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 事業計画書 (別紙 1)
3. 補助金所要額調 (別紙 2)
4. 就業規則・労働契約またはこれらに類するものの写し
5. 歳入歳出予算（見込）書の抄本

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者 所在地（または住所）
補助事業者名
発行責任者名
担当者名
連絡先 ()

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた産科医等確保支援事業補助金について、交付決定に付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業区分および施設の名称

2 滋賀県補助金等交付規則第13条の規定による確定額または事業実績報告書による精算額

金 _____ 円

3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

3の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

別記様式第3号

産科医等確保支援事業補助金事業実績報告書

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

申請者 所在地（または住所）
補助事業者名
発行責任者名
担当者名
連絡先 ()

年 月 日付け滋 第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、その実績を次のとおり関係書類を添えて報告します。

1. 補助金所要額精算書 (別紙3)
2. 事業実績報告書 (別紙4)
3. 歳入歳出決算（見込）書の抄本
4. 分娩手当等および帝王切開手当等の支給実績を証明できる給与台帳等の写し
5. その他参考となる書類

